

「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定並びに規制基準の変更及び設定案」及び「和歌山県公害防止条例の改正及び同条例施行規則の改正の骨子案」について

## 1 背景と目的

本県における騒音、振動又は悪臭（以下「騒音等」という。）に関する規制は、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法（以下「法律」という。）並びに和歌山県公害防止条例（以下「条例」という。）に基づき、一部の市町※と県が主体となり事務を実施しています。

しかしながら、騒音等に係る多くの事務は地域的な性格が強く、法律においては地域の実情に詳しい市町村で処理することとされています。このことから、現行の規制状況を踏まえつつ、全ての市町村が主として法律に基づいて事務を実施できるようにするため、県が実施するとされている町村域の規制地域の指定や規制基準の変更・設定を行いたいと考えています。

また、騒音又は振動規制に関して、法律と条例で届出要件や基準適合の評価方法などの規定に違いがあり、多くの市町村・事業者において混乱が生じることが想定されるため、条例の規定を法律に揃えるべく所要の改正を図りたいと考えています。

さらに、風力発電施設から発生する騒音については、現在知見が十分でない部分もあり法律による規制の対象にはなっていませんが、少なくとも環境基本法及び騒音規制法の法体系を踏まえた規制を開始することが県民の生活環境保全の一助になると考え、騒音に係る特定施設に風力発電施設を追加し、設置計画時などに必要な指導が実施できる体制を作るため、条例施行規則に係る所要の改正を図りたいと考えています。

※一部の市町

<騒音・振動> 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田川町、白浜町

<悪臭> 和歌山市、海南市、有田市

## 2 概要

### (1) 法律に基づく規制地域の指定及び規制基準の変更・設定

別紙1の「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定並びに規制基準の変更及び設定（案）について」に記載のとおりとします。

### (2) 条例改正の骨子案（騒音又は振動規制に関するもの（別紙2）、現状と変更案の比較表を参照）

#### ①規制地域の指定について

・工場規制に関して規制する地域を指定する概念を導入します。

#### ②特定施設の届出要件について

- ・工場又は事業場に初めて特定施設を設置する場合のみ、設置届を必要とします。
- ・施設の追加や構造等変更の際に変更届を必要とし、軽微な変更は変更届を不要とします。
- ・特定施設の全ての使用を廃止した際に、廃止届を必要とします。
- ・特定施設の全てについて譲り受けや相続等があった場合に、承継届を必要とします。

### ③排出基準適合の評価対象について

- ・特定施設から発生する騒音又は振動が排出基準に適合しているかどうかを評価する方法から、特定施設を設置する工場・事業場から発生する騒音又は振動を評価する方法に変更します。

### ④排出基準適合の評価方法及び勧告規定等について

- ・排出基準に違反している（適合していない）ことにより、計画変更命令や改善命令を行うことができるとしている規定を、排出基準に適合していないことにより、工場等の周辺的生活環境が損なわれると認める場合に計画変更勧告や改善勧告を行い、勧告に従わない場合に命令を行うことができるとする規定に改めます。

### ⑤既設の施設が新たに特定施設となった際の届出期日について

- ・既設の施設が新たに特定施設となった場合の届出期日を、60日以内から30日以内に変更します。（騒音又は振動以外の特定施設についても同様とします。）

## (3) 条例施行規則改正の骨子案

### ①騒音に係る排出基準の変更について（別紙3、現状と変更案の比較表を参照）

- ・騒音規制法に基づき設定する規制基準に併せて、条例の騒音に係る排出基準を変更します。

### ②風力発電施設に関する規制について

- ・出力が20キロワット以上の風力発電施設（電気事業法上の事業用電気工作物）を騒音に係る特定施設に追加し、条例の規制対象とします。
- ・規制対象とすることで、施設設置者には、設置届（既設の施設は使用届）の提出等の規定や、敷地境界における騒音の排出基準が適用されます。  
⇒風力発電施設は防音壁等の対策が困難であり、施設から敷地境界までの距離が短い場合も多いため、厳に敷地境界における基準を適用することで再生可能エネルギーの推進を無用に阻害してしまう可能性があることから、施設から発生する騒音が周辺的生活環境に支障がない程度であると認められる場合は、敷地境界における基準によらないとする規定を設けます。
- ・風力発電施設は、市町村の境界付近や、境界をまたぐ範囲に設置されることが多く、騒音規制については広域的な判断が必要になる場面が想定されるため、県が事務を実施します。

## 3 施行予定時期

- ・風力発電施設に関する規制 平成31年（2019年）4月
- ・上記以外 平成32年（2020年）4月

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定並びに規制基準の変更及び設定（案）について

1 騒音規制法第3条第1項に基づく規制する地域の指定及び同法第4条第1項に基づく規制基準の変更について

(1) 騒音指定地域及び特定工場等において発生する騒音の区域の区分

① 現状

・ 騒音指定地域

有田川町及び白浜町の地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域

・ 特定工場等において発生する騒音の区域の区分

町名	区域の区分			
	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
<u>有田川町</u> <u>白浜町</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域

② 変更案

・ 騒音指定地域

町村の全域

・ 特定工場等において発生する騒音の区域の区分

町村名	区域の区分				
	第一種区域	第二種区域（Ⅰ）	第二種区域（Ⅱ）	第三種区域	第四種区域
<u>全ての町村</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 <u>用途地域の定めのある町村のうち用途地域以外の地域</u>	<u>用途地域の定めのない町村の全域</u>	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域

(2) 特定工場等において発生する騒音の規制基準

① 現状

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第一種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

② 変更案

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第一種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域(Ⅰ)	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第二種区域(Ⅱ)	<u>50 デシベル</u>	<u>60 デシベル</u>	<u>50 デシベル</u>	<u>45 デシベル</u>
第三種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(3) 特定建設作業騒音の区域の区分

① 現状

町名	区域の区分	
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 別表 第1号区域	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 別表 第2号区域
<u>有田川町</u> <u>白浜町</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域及び工業専用地域のうち学校等施設※の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内	騒音規制法第3条第1項により指定された地域のうち、第1号区域以外の区域

※学校等施設とは、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

② 変更案

町名	区域の区分	
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 別表 第1号区域	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 別表 第2号区域
<u>全ての町村</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域及び工業専用地域のうち学校等施設*の周囲 おおむね80メートル以内の区域 <u>用途地域の定めのある町村のうち用途地域以外の地域</u> <u>用途地域の定めのない町村の全域</u>	騒音規制法第3条第1項により指定された地域のうち、第1号区域以外の区域

※学校等施設とは、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(4) 自動車騒音にかかる要請限度の区域の区分

① 現状

町名	区域の区分		
	a 区域	b 区域	c 区域
<u>有田川町</u> <u>白浜町</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

② 変更案

町名	区域の区分		
	a 区域	b 区域	c 区域
<u>全ての町村</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 <u>用途地域の定めのある町村のうち</u> <u>用途地域以外の地域</u> <u>用途地域の定めのない町村の全域</u>	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(5) 施行予定時期

平成32年(2020年)4月

2 振動規制法第3条第1項に基づく規制する地域の指定及び同法第4条第1項に基づく規制基準の変更について

(1) 振動指定地域及び特定工場等において発生する振動の区域の区分

① 現状

・ 振動指定地域

有田川町及び白浜町の地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域除く）

・ 特定工場等において発生する振動の区域の区分

町名	区域の区分	
有田川町	第一種区域	第二種区域
白浜町	第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
	第二種低層住居専用地域	商業地域
	第一種中高層住居専用地域	準工業地域
	第二種中高層住居専用地域	工業地域
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	

② 変更案

・ 振動指定地域

町村の全域

・ 特定工場等において発生する振動の区域の区分

町名	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
<u>全ての町村</u>	第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
	第二種低層住居専用地域	商業地域
	第一種中高層住居専用地域	準工業地域
	第二種中高層住居専用地域	工業地域
	第一種住居地域	<u>工業専用地域</u>
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	<u>用途地域の定めのある町村のうち</u>	
	<u>用途地域以外の地域</u>	
	<u>用途地域の定めのない町村の全域</u>	

(2) 特定建設作業振動の区域の区分

① 現状

町名	区域の区分	
	振動規制法施行規則 別表第一付表 第1号区域	振動規制法施行規則 別表第一付表 第2号区域
<u>有田川町</u> <u>白浜町</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域のうち学校等施設※の周囲おおむね80メートル以内の区域	振動規制法第3条第1項により指定された地域のうち、第1号区域以外の区域

※学校等施設とは、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

② 変更案

町名	区域の区分	
	振動規制法施行規則 別表第一付表 第1号区域	振動規制法施行規則 別表第一付表 第2号区域
<u>全ての町村</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域及び工業専用地域のうち学校等施設※の周囲おおむね80メートル以内の区域 <u>用途地域の定めのある町村のうち用途地域以外の地域</u> <u>用途地域の定めのない町村の全域</u>	振動規制法第3条第1項により指定された地域のうち、第1号区域以外の区域

※学校等施設とは、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(3) 道路交通振動にかかる要請限度の区域の区分

① 現状

町名	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
<u>有田川町</u> <u>白浜町</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

② 変更案

町名	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
<u>全ての町</u> <u>村</u>	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 <u>用途地域の定めのある町村のうち用</u> <u>途地域以外の地域</u> <u>用途地域の定めのない町村の全域</u>	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(4) 施行予定時期

平成32年(2020年)4月



3 悪臭防止法第3条に基づく規制する地域の指定及び同法第4条第1項に基づく規制基準の設定について

(1) 悪臭指定地域

① 現状  
無し

② 設定案  
町村の全域

(2) 悪臭の規制基準の設定及び区域の区分

① 現状  
無し

② 設定案 (単位：ppm)

特定悪臭物質の種類	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
<u>アンモニア</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>メチルメルカプタン</u>	<u>0.004</u>	<u>0.002</u>
<u>硫化水素</u>	<u>0.06</u>	<u>0.02</u>
<u>硫化メチル</u>	<u>0.05</u>	<u>0.01</u>
<u>二硫化メチル</u>	<u>0.03</u>	<u>0.009</u>
<u>トリメチルアミン</u>	<u>0.02</u>	<u>0.005</u>
<u>アセトアルデヒド</u>	<u>0.1</u>	<u>0.05</u>
<u>プロピオンアルデヒド</u>	<u>0.1</u>	<u>0.05</u>
<u>ノルマルブチルアルデヒド</u>	<u>0.03</u>	<u>0.009</u>
<u>イソブチルアルデヒド</u>	<u>0.07</u>	<u>0.02</u>
<u>ノルマルバレルアルデヒド</u>	<u>0.02</u>	<u>0.009</u>
<u>イソバレルアルデヒド</u>	<u>0.006</u>	<u>0.003</u>
<u>イソブタノール</u>	<u>4</u>	<u>0.9</u>
<u>酢酸エチル</u>	<u>7</u>	<u>3</u>
<u>メチルイソブチルケトン</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
<u>トルエン</u>	<u>30</u>	<u>10</u>
<u>スチレン</u>	<u>0.8</u>	<u>0.4</u>
<u>キシレン</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>プロピオン酸</u>	<u>0.07</u>	<u>0.03</u>
<u>ノルマル酪酸</u>	<u>0.002</u>	<u>0.001</u>
<u>ノルマル吉草酸</u>	<u>0.002</u>	<u>0.0009</u>
<u>イソ吉草酸</u>	<u>0.004</u>	<u>0.001</u>

・ 第一種区域は都市計画法に掲げる工業地域及び工業専用地域とする。

・ 第二種区域は第一種区域以外の区域とする。

(4) 施行予定時期

平成32年(2020年)4月

## 県公害防止条例改正の骨子案（現状と変更案の比較表）

騒音・振動規制に関する項目		現状	変更案
①規制する地域の指定		工場規制に関して <u>規制する地域を指定する概念はない。</u>	工場規制に関して <u>規制する地域を指定する。</u>
②特定施設の届出要件の変更	設置届	施設を設置する場合、 <u>その都度</u> 届出が必要。	工場又は事業場に <u>初めて特定施設を設置する場合のみ</u> 、届出を必要とする。
	変更届	以下の変更については <u>例外なく</u> 届出が必要。 〈騒音・振動〉 ・「特定施設の種類」、「特定施設の構造及び配置」、「特定施設の使用の方法」、「騒音又は振動の処理の方法」を変更する場合	<u>軽微な内容は届出を不要とする。</u> ⇒「特定施設の種類及び能力ごとの数」、「騒音（振動）の防止の方法」、「特定施設の使用の方法」を変更する場合、届出を必要とし、以下の軽微な変更については届出を不要とする。 〈騒音〉 ・「特定施設の種類ごとの数」が減少する場合、直近の届出の2倍以内の範囲で増加する場合 ・「騒音の防止の方法」の変更が、特定施設を設置する工場又は事業場（以下、「特定工場等」とする。）において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合 〈振動〉 ・「特定施設の種類及び能力ごとの数」が増加しない場合 ・「振動の防止の方法」の変更が、特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合 ・「特定施設の使用の方法」の変更が、使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合
	廃止届	特定施設の使用を廃止する場合、 <u>施設単位</u> で届出が必要。	工場・事業場内に設置されている特定施設の <u>全ての使用を廃止した際に</u> 、届出を必要とする。
	承継届	特定施設について、譲り受けや相続等があった場合、 <u>施設単位</u> で承継し、 <u>施設単位</u> で届出が必要。	特定施設の <u>全てについて</u> 、 <u>譲り受けや相続等があった場合に</u> 、届出を必要とする。
③基準適合の評価対象を施設単位から工場単位に変更		<u>特定施設</u> から発生する騒音（振動）を評価。 ⇒特定施設から発生する騒音（振動）について、工場・事業場の敷地境界における排出基準の適合状況を評価する。	特定施設を設置する <u>工場又は事業場</u> から発生する騒音（振動）を評価。 ⇒特定施設を設置する工場又は事業場から発生する騒音（振動）について、工場・事業場の敷地境界における排出基準の適合状況を評価する。

<p>④基準適合の評価方法の見直しと計画変更勧告（届出時）及び改善勧告（設置（変更）後）規定の追加</p>	<p>排出<u>基準に違反していることにより</u>、<u>計画変更命令</u>（届出時）や<u>改善命令</u>（設置（変更）後）を行うことができる。 <u>勧告の規定はなし。</u></p>	<p>排出<u>基準に適合しないことにより</u>、<u>工場等の周辺の生活環境が損なわれると認める場合</u>に、<u>計画変更勧告</u>（届出時）や<u>改善勧告</u>（設置（変更）後）を行うことができる。 ⇒勧告を受けた者が勧告に従わない場合に、<u>計画変更命令</u>や<u>改善命令</u>を行うことができる。</p>
<p>⑤経過措置の届出期日の変更（ばい煙・粉じん・排水・悪臭に関する規制含む）</p>	<p>既設の施設が新たに特定施設となった場合、<u>60日</u>以内に届出が必要。</p>	<p>既設の施設が新たに特定施設となった場合、<u>30日</u>以内に届出を必要とする。</p>

## 県公害防止条例施行規則別表第5に基づく騒音に係る排出基準の変更について

## 現状

時間の区分 区域の区分	朝 午前6時～ 午前8時	昼間 午前8時～ 午後8時	夕 午後8時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の午前6 時
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル
<b>第5種区域</b>	<b>55デシベル</b>	<b>65デシベル</b>	<b>55デシベル</b>	45デシベル

- 第1種区域：第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用区域  
 第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、  
 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに  
騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域の存  
 する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域  
 第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域  
 第4種区域：工業地域及び工業専用地域  
**第5種区域：各前号に規定する区域以外の区域**

## 変更案

時間の区分 区域の区分	朝 午前6時～ 午前8時	昼間 午前8時～ 午後8時	夕 午後8時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の午前6 時
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域 (Ⅰ)	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル
<b>第2種区域 (Ⅱ)</b>	<b>50デシベル</b>	<b>60デシベル</b>	<b>50デシベル</b>	45デシベル

- 第1種区域：第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用区域  
 第2種区域(Ⅰ)：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用  
 地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居  
 地域並びに用途地域の定めのある市町村のうち用  
途地域以外の地域  
 第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域  
 第4種区域：工業地域及び工業専用地域  
**第2種区域(Ⅱ)：用途地域の定めのない市町村の全域**